6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村商事有限会社
埼玉県春日部市武里中野212番地
7　出願公表の年月日　平成29年1月30日

1　品種登録の番号　第26269号
2　品種登録の年月日　平成29年9月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Pittosporum tenuifolium Gaertn.
4　登録品種の名称　SILVER PILLAR
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社埼玉園芸市場
埼玉県加須市下樋遣川6000
7　出願公表の年月日　平成23年11月9日

1　品種登録の番号　第26270号
2　品種登録の年月日　平成29年9月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　AKIV28902M
5　育成者権の存続期間　25年

○農林水産省告示第十四百九十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格
一、〇〇〇キログラムにつき四七、〇二〇円
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
二　農林水産大臣の定める額　零
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一四、五二三円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、四八三円）
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二一、二四一円（うち消費税額及び地方消費税額分　九八一円）
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五七、五八〇円
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant 21, L.L.C.
32149 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA
7　出願公表の年月日　平成27年5月28日

1　品種登録の番号　第26271号
2　品種登録の年月日　平成29年9月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Wasabia japonica (Miq.) Matsum.
4　登録品種の名称　伊(い)づま
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
静岡県
静岡県静岡市葵区追手町9番6号
7　出願公表の年月日　平成27年12月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant 21, L.L.C.
32149 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA
7　出願公表の年月日　平成27年5月28日

1　品種登録の番号　第26269号
2　品種登録の年月日　平成29年9月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Pittosporum tenuifolium Gaertn.
4　登録品種の名称　SILVER PILLAR
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社埼玉園芸市場
埼玉県加須市下樋遣川6000
7　出願公表の年月日　平成23年11月9日

1　品種登録の番号　第26270号
2　品種登録の年月日　平成29年9月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　AKIV28902M
5　育成者権の存続期間　25年

○農林水産省告示第十四百九十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格
一、〇〇〇キログラムにつき四七、〇二〇円
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
二　農林水産大臣の定める額　零
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一四、五二三円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、四八三円）
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二一、二四一円（うち消費税額及び地方消費税額分　九八一円）
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで
五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五七、五八〇円
適用期間　平成二十九年十月一日から十二月三十一日まで

○国土交通省告示第八百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年九月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十八日

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5492号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目1番34号

○国土交通省告示第八百七十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年九月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第5278号	電子海図情報表示装置	ＥＣ－8100　東京計器株式会社　ソフトウェアの変更
第5279号	〃	ＥＣ－8600　〃　〃

○国土交通省告示第八百七十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年九月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第4672号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	オーシャンＬＧ－3型　株式会社オーシャン・ライフ　ガス充気装置の変更
第4792号	〃	オーシャンＷＲ－3型　〃　〃

○国土交通省告示第八百七十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年九月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第5308号	電子海図情報表示装置	ＪＡＮ－7201　日本無線株式会社　ソフトウェアの変更
第5309号	〃	ＪＡＮ－9201　〃　〃

○海上保安庁告示第四十一号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、来島海峡西水道における流速計の設置工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

海上保安庁長官　中島　敏